

副本

乙第
226
号証

意見書

平成20年11月21日

水戸地方裁判所民事第2部 御中

茨城県企画部水・土地計画課長

仙波 操



茨城県保健福祉部生活衛生課長

村山 正利



茨城県企業局業務課長

知神 寛治



目 次

はじめに	3
(1) 土浦市水道事業の開始の経緯	4
(2) 県南水道計画の策定と県南広域水道用水供給事業の発足	4
(3) 企業局と水道事業者との需給契約	5
(4) 水道用水供給事業の料金について	6
1 県南水道計画が土浦市をはじめとする関係地域の水道行政に悪影響を及ぼしているとの意見について	8
2 協定書及び契約書により責任引取制が開始されたとの意見について	9
3 県南水道計画及び需給契約における土浦市の1日最大給水量が実態と乖離し過大になっているのは、水資源開発事業が先行して進められ、これを反映しているからであるという意見について	11
4 県南水道計画の過大な水需要の見積もりが、県南県西統合後の広域的水道整備計画に引き継がれようとしているとの意見について	15
5 地下水（井戸水）の適正な活用により八ッ場ダムは不要になるとの意見について	18
6 余剰水が節水を妨げているとの意見について	20
7 自治体の自立した水需給計画の推進に関する意見について	20
8 まとめ	23

(1) 土浦市水道事業の開始の経緯

土浦市における水道事業は、昭和32年4月に、茨城県、土浦市、阿見町の三者で霞ヶ浦水道組合（一部事務組合）を設立し、同年5月に水道法に基づく厚生大臣の認可を受け、昭和35年12月から給水開始したのが始まりである。

その後の水需給の増加等社会情勢の変化により、霞ヶ浦水道組合は、昭和39年9月30日をもって解散した。これに伴い、茨城県は、霞ヶ浦水道組合の浄水場等主要施設を引き継ぎ、土浦市を含む3市町村1企業団（土浦市、阿見町、美浦村、県南水道企業団）を対象にして水道用水の供給を行うため、同年10月1日付けで厚生大臣の事業変更の認可を受け、霞ヶ浦水道用水供給事業を開始した。

なお、茨城県は、昭和42年4月に企業局を設置し、以後県営の水道用水供給事業は企業局が経営することになった。

一方、土浦市は、昭和39年10月1日付けで、土浦市内を給水区域とし、給水人口13万人、最大給水量3万2500m³/日で水道事業を経営するため、水道法に基づく厚生大臣の認可を受け、土浦市水道事業を開始した。

(2) 県南水道計画の策定と県南広域水道用水供給事業の発足

昭和52年法律第73号による水道法の改正により、水道の計画的な整備を推進するため、広域的水道整備計画の策定に係る規定（5条の2）が新たに加えられたことに伴い、昭和53年12月6日付けで県南地域の土浦市を含む10市町村2企業団（土浦市、江戸崎町、阿見町、守谷町、利根町、美浦村、新利根村、河内村、桜川村、東村、県南水道企業団、筑南水道企業団）から、茨城県知事あてに同法5条の2第1項の規定による広域的水道整備計画策定の要請書（乙28号証）の提出があった。これは、増大する水需要に対応するため市町村独自で水源開発することは困難かつ不経済であることから、茨城県に対して霞ヶ浦水道用水供給事業の拡充整備を中核とした広域的水道整備計画を策定することについて要請したものである。

これを受けて、茨城県は、県営水道用水供給事業を整備推進するために、昭

和53年度に県南水道計画の案を作成し、市町村議会の同意を得るとともに県議会の同意を得て同計画を策定した。なお、県南水道計画の策定に当たっては、同法5条の2第2項の規定により、関係市町村長等と協議を重ねており、市町村の意見を反映している。

そして、これと併せて、茨城県は、昭和54年1月17日付けで、関係市町村長等と「県南広域水道用水供給事業の実施に関する協定書」(甲第18号証。以下「協定書」という。)を締結した。

企業局は、県南水道計画及び協定書に基づき、昭和54年9月に霞ヶ浦水道用水供給事業について給水区域の拡張、給水人口及び給水量の増加に伴う事業変更認可を厚生大臣から受け、同時に事業の名称も「霞ヶ浦水道用水供給事業」から「県南広域水道用水供給事業」に変更した。これにより、県南広域水道用水供給事業は、計画給水人口61万1500人、計画最大給水量30万6075 m^3 /日となった。

ちなみに、現在の県南広域水道用水供給事業の水道用水供給対象市町村等は、市町村合併等により、8市町村1企業団(土浦市、つくば市、守谷市、稲敷市、阿見町、利根町、河内町、美浦村、県南水道企業団)となっている。

(3) 企業局と水道事業者との需給契約

茨城県水道条例(昭和43年茨城県条例第37号)では、水道水の供給を受ける市町村等は、需給契約を締結することとされており、土浦市と企業局は、昭和56年2月16日付けで「県南広域水道用水供給事業に係る水道水需給等に関する契約書」(甲19号証。以下「原契約書」という。)を締結した。この原契約書の別記「年度別需給契約水量」においては、昭和62年4月1日以降の最大給水量は6万4100 m^3 /日とされた。

昭和63年3月に同条例が一部改正され、料金制度が一部料金制(料金算定期間における総費用(減価償却費、企業債利息等の資本費及び動力費、薬品費等の維持管理費等)を当該料金算定期間内における予測した有収水量(料金徴収の対象となる水量)の総量で除し、1 m^3 あたりの原価を算出し、これを基本

とした単価を基礎とする料金制度) から二部料金制 (資本費を市町村等が申し出た水量に応じて負担する基本料金と維持管理費の負担として実際の使用量に見合った使用料金とを組み合わせる制度) に変更になったことに伴い、昭和63年4月1日付けで土浦市と「水道用水の需給に関する変更契約書」(以下「変更契約書」という。甲21号証) を締結した。この変更契約書による変更後の需給契約の別表「年度別需給契約水量」においても、昭和62年4月以降の最大給水量は6万4100 m³/日とされたが、二部料金のうち基本料金を算定する基礎となる1日最大給水量については、土浦市と協議した結果、昭和63年度から平成4年度までの5年間は、最大給水量を5万6332 m³/日とすることとした。これは、当時、県南広域水道用水供給事業で計画した施設能力の全部が完成していない状況であったため、変更契約書1条ただし書「用水供給の施設能力が各受水団体の年度別総量に満たないときは、甲乙協議のうえ定めた水量をもって1日最大給水量とすることができる。」との規定に基づき、受水市町村等と協議し、既に完成した施設能力までの水量を1日最大給水量とする取扱いとしたことによる。

その後も、1日最大給水量については、土浦市と協議のうえ、平成5年度及び6年度は5万3545 m³/日、平成7年度から19年度までは5万6261 m³/日とした。平成17年度に計画した施設能力までの整備が完了したが、平成20年度以降は他の受水市町村等への暫定融通(水道用水の供給を受ける市町村間における一時的な水道用水の配分変更)が行われるため、土浦市の最大給水量は5万6700 m³/日とする変更契約を締結している。

(4) 水道用水供給事業の料金について

上記(3)で述べたように、企業局が経営する水道用水供給事業においては、昭和63年4月から基本料金と使用料金の組み合わせによる二部料金制を採用しており、受水市町村等が負担する料金は、基本料金単価に契約水量(需給契約に定めた1日最大給水量)を乗じて算出した基本料金に、使用料金単価に実使用水量を乗じて算出した使用料金を加えた金額としている。

二部料金制のうち基本料金は、資本費を回収することを目的としており、この資本費は、施設整備の規模により左右されるものであるが、施設整備は、市町村等からの要請により策定された県南水道計画及び茨城県と市町村等との合意により締結された協定書に基づいて実施されていることから、各市町村等が申し出た水量（以下「協定水量」という。）の割合に応じて資本費を負担することが公平であるため、基本料金は、料金算定期間に予測された資本費を全市町村等の契約水量で除し、 1 m^3 /日当たりの原価を求め、これを基礎に単価を設定している。

一方、使用料金については、取水・浄水等の維持管理費を回収するためのものであり、料金算定期間の維持管理費用を予測される有収水量で除し、有収水量 1 m^3 当たりの原価を求め、これを基礎に単価を設定している。

二部料金制以前の一部料金制においては、事業経営に必要最小限度の費用の回収を図るうえで、協定書において受水市町村等ごとに協定書の別表（１）「最低給水量」を責任引取水量として定め、なおかつ、需給契約において受水市町村等ごとに需給契約の別記「年間受水量」を責任引取水量として定めており、各市町村等はこの水量を責任を持って引き受けることになり、この水量に実際に使用した水量が満たない場合であっても責任引取水量までの料金相当額を負担するものである。

以上のように、かつての一部料金制、二部料金制のいずれの場合も、水道用水供給事業を運営するうえで必要な経費について、原則として収入をもって充てることは、地方公営企業法１７条の２第２項の規定に基づくものであり、各市町村等が契約水量を責任を持って引き受けることにより、企業局は、契約水量に相応する施設整備を行い、かつ、料金として回収できることとなり、地方公営企業の健全な経営と需要者間における公平な負担が図られているのである。

以下、柏村氏の意見書の主張及び証言の要旨に対して、次のとおり意見を述べる。

- 1 県南水道計画が土浦市をはじめとする関係地域の水道行政に悪影響を及ぼしているとの意見について（甲16号証1・2頁）

(1) 意見書の主張及び証言の要旨

県南水道計画における人口の推計については、「茨城県民福祉計画」（昭和51年9月策定。甲36号証）に基づき、昭和60年の人口を77万1千人とし、昭和65年及び75年の人口推計は、それぞれ94万6千人、125万1千人とした。

この結果、土浦市についてみると、昭和52年度の最大給水量（県南水道計画の「1日最大需要水量」）が、2万9342m³/日であったものが、昭和62年度には6万9400m³/日になり、昭和75年度には13万3200m³/日にまで増加する計画となっている。

この県南水道計画が、その後の責任引取制につながって、土浦市をはじめとする関係地域の水道行政に極めて悪い影響を及ぼしている。

(2) 意見書の主張及び証言の要旨に対する意見

県南水道計画の計画区域における昭和60年の人口推計は、「茨城県民福祉基本計画」に基づいたものである。ただし、昭和65年及び昭和75年の人口は、昭和45年から昭和53年の実績に基づき推計した人口に、工業開発及び住宅開発により見込まれる人口増加を付加人口として加えることにより推計したもので、昭和65年、昭和75年の人口のうち筑波研究学園都市の市町村については筑波研究学園都市自立計画の人口を採用したものである。

県南水道計画では、上記の人口推計をベースに、給水人口や1日最大給水量を算出したものである。また、同計画での土浦市における1日最大給水量は意見書及び証言のとおりであるが、その後の同市との契約に基づく給水量（1日最大給水量）の変遷については、前述（5・6頁）したとおりである。

県南水道計画は、前述（4・5頁）したとおり、市町村等の要請に基づき策

定されたものであり、策定に当たっては市町村等の意見を反映し、市町村議会及び県議会の同意を得ているものであって、茨城県が一方向的に策定したのではなく、市町村等と共同して策定したものであるから、同計画が市町村の水道行政に悪影響を及ぼしているというのは適当ではない。

また、柏村氏が述べている「責任引取制」については、かつての一部料金制では使用量が責任引取水量に満たない場合でも責任引取水量の料金相当を負担するということを指しているのか、あるいは、このことに加え、二部料金制の基本料金が実際の使用量に応じた負担となっていないことも含めて述べているのかは不明であるが、いずれの場合であっても、施設整備にかかる資本費を回収するために必要なものであって、不当に過分の料金を徴収しようとするものでないことはもちろん、市町村等に理不尽な負担を強いているものではないことから、これが水道行政に悪影響を及ぼしているなどという主張は相当ではない。

2 協定書及び契約書により責任引取制が開始されたとの意見について(甲16号証2・3頁)

(1) 意見書の主張及び証言の要旨

県南水道計画策定に伴って、土浦市長と茨城県知事とは、昭和56年2月16日に協定書(甲18号証)を締結し、土浦市の最大給水量が6万4100m³/日となった。この協定書は責任引取水量について明記しており、土浦市は「受水団体別、年度別供給水量」の「最低給水量」に掲げる水量を茨城県から供給を受けた水量のいかんにかかわらず、供給料金相当額として茨城県に負担するものとする」とされた。

また、協定書と同日、土浦市長と茨城県公営企業管理者企業局長とは原契約書(甲19号証)を締結し、昭和62年以降の最大給水量を6万4100m³/日としており、協定書同様、責任引取を明記している。

昭和63年3月25日の「茨城県水道条例」(甲20号証)の改正により、

料金の二部制が導入され、企業局と水道事業者である市町村は需給契約を締結するに当たり「1日最大給水量」を定め、この水量に応じて毎年定額の基本料金を支払う義務が生じる仕組みができた。

また、これを受け昭和63年4月1日に、原契約書を変更する変更契約書(甲20号証)が締結されたが、この契約変更でも昭和62年度以降の最大給水量は6万4100m³/日とされた。

その後、平成7年度からは、茨城県公営企業管理者企業局長と土浦市長の協議により、原契約書の最大給水量の6万4100m³/日は、5万6261m³/日に減らされ、これが平成19年度まで続き(甲22号証～24号証)、平成20年3月25日、「水道用水の需給に関する変更契約書」(甲25号証)が締結され、最大給水量5万6700m³/日として現在に至っている。

(2) 意見書の主張及び証言の要旨に対する意見

協定書及び原契約書の締結については、前述(5・6頁)したとおりであり、責任引取制についても前述(7頁)したとおりである。

また、柏村氏は、土浦市の最大給水量は、原契約書の締結日から平成6年度までが6万4100m³/日、平成7年度から平成19年度までが5万6261m³/日、平成20年度から5万6700m³/日になったと述べているが、前述(5・6頁)したとおり、土浦市の最大給水量については、昭和62年4月以降6万4100m³/日、昭和63年度から平成4年度までが5万6332m³/日、平成5年度及び6年度は5万3545m³/日、平成7年度から19年度までが5万6261m³/日、平成20年度から5万6700m³/日である。したがって、平成7年度に初めて1日最大給水量が減量されたとの柏村氏の主張は誤りであり、二部料金制となった昭和63年度以降は、施設整備の進捗状況に応じた調整や暫定融通による市町村間の需給の調整を行った結果、土浦市の現在の最大給水量は、原契約書に定めた最大給水量(6万4100m³/日)より減量されているのである。

なお、昭和56年2月16日に協定書を締結したというのは、昭和54年1

月17日が正しい(なお,昭和56年2月16日は原契約書の締結日である。)

また,柏村氏の意見書にある変更契約書(甲20号証)は(甲21号証)の誤記である。

- 3 県南水道計画及び需給契約における土浦市の1日最大給水量が実態と乖離し過大になっているのは,水資源開発事業が先行して進められ,これを反映しているからであるという意見について(甲16号証3~6頁)

(1) 意見書の主張及び証言の要旨

ア 県南水道計画と実態の乖離

昭和53年度の県南水道計画の計画値と土浦市の実績を比較すると,昭和60年度では,給水人口で2万4206人,最大給水量で2万3920 m^3 /日の誤差が,昭和65(平成2)年度では,給水人口で3万7580人,最大給水量で4万1790 m^3 /日の誤差が,さらに,昭和75(平成12)年度では,給水人口で10万4176人,最大給水量で8万7475 m^3 /日の誤差がある。

昭和60年以降は「茨城県民福祉基本計画」や「土浦市第3次総合計画」などの策定時に,計画と実績の乖離を踏まえ計画の修正を行っているが,将来の人口を減少としたのは,平成13年度「第6次総合計画」からであり,県南水道計画が将来の水需要を過大に見積もっていたことは明らかである。

イ 責任引取水量と実態の乖離

土浦市の需給契約による責任引取水量である最大給水量5万6700 m^3 /日も,実際の使用量を大きく上回ったものとなっている。

平成19年度の最大給水量の実績は4万8723 m^3 /日で,過去10年間の最大給水量の平均は4万5948 m^3 /日となる。平成19年度までの契約水量5万6261 m^3 /日との比較で,1年平均1万313 m^3 /日の水道用水が使われなかったことになる(甲26号証,甲38号証)。

その使用していない水道用水に対し,土浦市が企業局へ支払った金額は,

1年で約1億6000万円（基本料金1,290円×12ヶ月×10,313m³/日=159,645,240円）となり、昭和62年から平成19年度までの20年間で、32億円を無駄に支払ってきたことになる。

このように無用な水道用水に公金を費やしてきた要因は県南水道計画にあり、県南水道計画は、人口推計や1日最大給水量など、現実と大きな乖離があるにもかかわらず、現在も生きている。

県南水道計画や契約書を見直す機会がありながら、見直しをしなかった茨城県の不作為の責任は重大である。

ウ 県南水道計画と実態とが乖離した理由

県南水道計画が実績と大きく乖離しているのは、水源開発が先にありき、という実態があり、水源開発にあわせて水の需要計画が策定されているといっている。

現在の県南広域水道用水供給事業の水源は、取水量ベースで、霞ヶ浦給水系では、霞ヶ浦（自流）から0.098m³/秒（8467m³/日）、霞ヶ浦開発から2.381m³/秒（20万5718m³/日）、利根川給水系では、渡良瀬遊水池から0.505m³/秒（4万3632m³/日）、八ッ場ダムから0.746m³/秒（6万4454m³/日）、合計で3.730m³/秒（32万2272m³/日）となっている。

この32万2272m³/日は、県南水道計画の計画値である1日最大給水量30万6075m³/日に対応するものであり、このような水資源開発事業が先行して進められ、それが反映された県南水道整備計画となっている。

（2）意見書の主張及び証言の要旨に対する意見

ア 上記（1）アに対する意見

詳細にわたるためここでは指摘を省略するが、柏村氏が意見書及び証言で用いた数値のうち各年度の給水人口と普及率の主張には一部数値に誤りがある。しかも、柏村氏が意見書及び証言で使用した給水人口及び普及率は、上水道の他簡易水道及び専用水道が含まれているのに対し、1日最大給水量

については上水道のみの値を使用しており、比較が適切ではない。

「茨城県民福祉基本計画」の人口推計については、計画策定時に明らかになっていた実績を踏まえ適切な手法をもって推計しているのであり、後に実績値との間に差が生じたのは、計画策定時において予測し得ない要因によるものであって、新たに県の「長期総合計画」（昭和55年度、昭和60年度、平成7年度、平成12年度、平成17年度）を策定した時には、その都度策定時点までの実績やその時点における諸要素を勘案して人口推計を行っている。

そもそも、柏村氏が指摘する県南水道計画における将来人口、給水人口、普及率、1日最大給水量等の将来の水需要については、当時の市町村等の水道事業計画等や市町村長等の意見を反映したものであり、適正なものである。土浦市の県南水道計画における当時の水需要予測がその後の実績を上回っているとしても、それは同市におけるその後の予測し得ない要因によるものである上、同計画は県南地域全体の広域的な水道整備を目的としたものであるから、土浦市1市の状況のみで同計画の当否を云々することは適切ではない。現在、一部の市町村においては、すでに県南水道計画上の1日最大給水量を超えて給水を行っているところもあるのである。

また、県南及び県西地域は、将来的には、つくばエクスプレス沿線開発等に伴う人口増加や水道普及率の向上による水需要の増加に加え、自家用併用井戸から水道水への転換による水需要の急速な増加が見込まれており、このような水需要の増加に対応するために、平成13年度には、新たな広域的な水道整備計画として県南西地域広域的な水道整備計画策定の要請が県南及び県西地域の各市町村から提出されているのである（乙185号証）。これらのことからして、人口の減少傾向の見られるという土浦市の現状のみをとらえて、県南水道計画において水需要予測が過大だというのは適切ではない。

水道整備計画における水需要の予測においては、需要に対し不足なく供給が行えるよう、安定かつ安全な給水を第一に考えなければならず、逆に計画

が実際の需要を下回るようならば、安定給水に支障をきたすばかりでなく、追加で施設整備をするとすると、最終的な整備費用は、一般に当初整備において一括して整備するよりも過大な費用が必要となる。そのため、計画がその後の実績を上回ることがあったとしても、その計画をとらえて不当であったと言えるものではない。

イ 上記（１）イに対する意見

企業局が行っている水道用水供給事業においては、前述（７頁）したとおり、茨城県と受水市町村等が締結した協定書における協定水量を供給するに足りる施設整備を行っている。したがって、その施設整備費（資本費）を基本料金として回収することは、地方公営企業法の経費の負担の原則に則ったものであり、基本料金の算出基礎となる需給契約水量は、前述（６頁）した暫定融通のような場合を除き、協定水量によるものであって、実績にあわせてその都度変更するような性質のものではない。

言い換えれば、土浦市の支払う基本料金は、土浦市の協定水量を同市に供給するために投下した施設整備費相当を回収するためのものである。よって、実際の使用水量とは関係がないのである。

また、最大給水量が減少したとする土浦市の水量のみを減ずることは、他の市町村等へ負担のしわ寄せとなり、市町村間で不公平となるから、実績を基本料金の基礎とするなどということとはできるものではない。

なお、県南水道計画については、県南地域の全市町村等の要請に基づき、県議会のみならず市町村等議会の同意を得て策定したものであるから、変更する場合にもすべての市町村等から要請が必要となるが、同計画策定以降、土浦市を含めどこからも計画変更の要請は受けていない。

ウ 上記（１）ウに対する意見

県南水道計画における給水人口、１日最大給水量は、前述（８・９頁）のとおり、計画策定時に明らかになっていた実績と当時の社会情勢を踏まえ、市町村等と協議しながら適切な推計手法をもって算出したものである。その

上で、算出された需要に対し既存の水源で不足する水量については、霞ヶ浦を含めた利根川水系の水資源開発事業を促進することにより水源を確保するとされたのであって、柏村氏の主張するように、水源開発が先行しそれにあわせて県南水道計画が策定されたというようなものではない。

八ッ場ダムの参画は、昭和60年11月に茨城県が八ッ場ダム使用权の設定の申請（乙199号証）をし、建設大臣（現在は国土交通大臣）からの意見聴取と関係都道府県知事としての茨城県知事の同意（乙38号証の1、乙39号証の1）を経て、昭和61年7月10日に策定された「八ッ場ダム建設に関する基本計画」（乙第11号証）にダム使用权の設定予定者（新規都市用水として取水量1.09m³/秒（9万4200m³/日）、給水量8万7200m³/日）として位置づけられたことにより進められてきたものであり、昭和53年度に県南水道計画の案を作成し、市町村議会の同意を得るとともに県議会の同意を得て策定された同計画より先行して進めたなどと言うことはあり得ないことである。

4 県南水道計画の過大な水需要の見積もりが、県南県西統合後の広域的水道整備計画に引き継がれようとしているとの意見について（甲16号証6・7頁）

（1）意見書の主張及び証言の要旨

県南と県西の水道事業の統合について、平成3年に茨城県が策定した「新茨城県水道整備基本構想（以下「新基本構想」という。）」で基本的な方向を明確にし、平成4年に「茨城県県南県西広域水道基礎調査」が行われ、基本的な方向の推進方策を検討した。

さらに平成8年度、茨城県は統合推進の具体策を「茨城県県南県西地域広域的水道整備基本計画調査報告書」（甲39号証。以下、「調査報告書」という。）で示した。その目的は、県南県西地域の関係市町村の水需給の見通し、新基本構想を踏まえた広域的な水道用水の供給体制のあり方、本地域における広域的水道整備計画の基本的事項である水道広域化施設形態と財政などを検討する

ためであり、計画の目標年次は平成22年度とした。

調査報告書によると、県南西地域の平成17年度の最大給水量は77万8200m³/日とされており、この推計値は、県南広域水道用水供給事業の計画最大給水量30万6075m³/日と県西広域水道用水供給事業の計画最大給水量8万m³/日の合計38万6075m³/日の2倍を超えた、超過大な推計値となっている。

この調査の平成8年は、霞ヶ浦開発事業が終了した年であるが、同事業は、総事業費2737億円、茨城県負担金1798億円、水道用水は188億8700万円で、そのうち県南広域水道用水供給事業121億700万円、県西広域水道用水供給事業5億6700万円、両供給事業で合計額は126億7400万円を支払うことになる。茨城県や企業局の課題は、霞ヶ浦開発事業の県負担分の水量確保と負担金の支払いであり、また、市町村からのヒアリングは形だけのものでいかに最大給水量を取り付けるかに重点を置かざるを得ないから、法外な数値になっている。

この統合構想は、平成17年度には具体化されるはずだったが、市町村の合併による行政地区の再編や人口減少傾向などで遅れているようであっても、具体化に向かっていることは確実である。

このように、県南水道計画における過大な水需要の見積もりは、県南県西統合後の広域水道事業に引き継がれようとしており、引き続き県の過大な需要予測に基づく引取り水量が市町村に押しつけられようとしている。

(2) 意見書の主張及び証言の要旨に対する意見

茨城県は、昭和53年度に「茨城県水道整備基本構想」(乙27号証)を策定し、水道普及整備と広域化の推進に努めてきた結果、水道普及率は着実に上昇したが、全国的なレベルと比較すると依然として低い状況にあったことに加え、常磐新線(つくばエクスプレス)計画や常陸那珂地区開発等に伴う新たな水需要に対する広域的な給水体制の一層の充実が必要になってきたことから、その後の社会情勢の変化等を踏まえ長期的視野に立って水道整備の進むべき

方向性を明らかにするために策定したのが、平成3年度の新基本構想である。この新基本構想のなかで、県南広域水道用水供給事業と県西広域水道用水供給事業について統合を進めることを方向付けした。さらに、統合の具体化について検討するため、平成4年度に「茨城県南西広域水道基礎調査」を行い、施設整備の形態等の検討を行った。

平成8年度の「茨城県南西地域広域的水道整備基本計画調査」は、上記の新基本構想及び茨城県南西広域水道基礎調査を踏まえ、県南及び県西地域における関係市町村の水需給の見通し、広域的な水道用水供給体制のあり方、水道広域化施設の施設形態と財政問題について検討したものであるが、これは、県南広域水道用水供給事業と県西広域水道用水供給事業との統合の実現可能性を検討した行政内部の資料に過ぎず、これをもって県南西地域広域的水道整備計画が策定されるわけではない。

この調査は、各市町村に平成22年度までの給水人口及び1日最大給水量、県営水道用水供給事業からの受水希望水量等の調査を依頼し、市町村ごとにヒアリングを行って、その調査結果を積み上げただけのものであって、県南西地域広域的水道整備計画の計画値となるものではない。

なお、市町村が推計を行うに当たって、当時は給水人口、1日最大給水量とも増加の一途をたどっていた状況であり、実績を踏まえれば将来においても増加傾向に向かうと予測するのは自然であって、市町村の推計結果を積み上げた推計値と実績との間に差が生じているからといって、過大な給水量を取り付けるためだけに形だけのヒアリングを行ったなどというのは論外の主張である。

いずれにせよ、「茨城県南西地域広域的水道整備基本計画調査」と霞ヶ浦開発事業とは全く無関係であり、霞ヶ浦開発事業の県負担分の水量確保と負担金支払いのために過大な需要予測をしたなどという柏村氏の主張は、的外れも甚だしいこじつけである。

広域的水道整備計画は、関係市町村等からの要請に基づき策定されるものであって、要請があれば当然に将来の水需給等について見直しを行い、計画策定

の必要性について改めて検討した上で策定するものである。事実、平成13年度に県南及び県西地域の関係市町村等から広域的水道整備計画策定の要請を受けたことについても、茨城県では、現在、要請のあった県南及び県西地域の市町村等の水需要調査を進めているところである。

なお、柏村氏の意見書及び証言のなかの霞ヶ浦開発事業の事業費等には誤りがあり、正しくは、霞ヶ浦開発事業の総事業費は2864億円、茨城県都市用水負担金1512億円、そのうち水道用水341億円、水道用水のうち県南広域水道用水供給事業188億円、県西広域水道用水供給事業46億円、よって県南及び県西広域水道用水供給事業の合計額は234億円である。

5 地下水（井戸水）の適正な活用によりハッ場ダムは不要になるとの意見について（甲16号証7・8頁）

(1) 意見書の主張及び証言の要旨

土浦市が調査を実施した「平成元年度 土浦市地下水水理解析調査報告書」（甲28号証）によると、土浦市の地下水は、土浦市全体で一日約6万 m^3 の適正揚水量があるが、これは、土浦市が企業局と契約している最大給水量6万4100 m^3 に匹敵する量である。土浦市が地下水の適正な活用と管理を行うことは、土浦市の水道行政の健全化につながる。

茨城県企画部作成の「地下水位観測調査報告」（甲29号証）によれば、県南地域の地下水位の長期的な傾向としては、観測井31井戸中、14井で上昇傾向、15井で横ばい傾向、下降傾向は2井戸となつたとされている。県西地域のごく一部を除いて、地下水は安定期に入っているにもかかわらず（「茨城県地盤沈下調査報告書（平成16年度）」甲30号証）、茨城県は地下水のくみ上げの規制に終始している。その理由は明確で、「茨城県の地下水－保全と適正利用」（平成11年度版）（甲31号証）によると、「地盤沈下対策事業」として「地下水採取を抑制するため、各種用水について表流水への転換のための代替水源の確保・代替水の供給事業を実施する」として、「代替水確保事業」

に「霞ヶ浦開発事業，霞ヶ浦導水事業，思川開発事業，八ッ場ダム建設事業，湯西川ダム建設事業」をあげている。地下水活用の規制指導を強め，その代替水確保事業として，八ッ場ダム開発を推進していくことを，茨城県は自ら宣言していることになる。

(2) 意見書の主張及び証言の要旨に対する意見

「土浦市地下水水理解析調査報告書」には，土浦市が実施した調査とされており，茨城県は詳細を承知していないので，意見を差し控える。

ただし，意見書の主張及び証言において，同報告書の適正揚水量と企業局と土浦市が需給契約をしている1日最大給水量とを対比していることについては，地下水利用には農業用水，工業用水も含まれるから，このような比較は意味がないといえる。

茨城県が実施した平成19年度の地下水位観測結果では，県南地域の地下水位の長期的傾向として，観測井31井中13井で上昇傾向，16井で横ばい傾向，下降傾向は2井であった。平成18年度の観測結果と比較すると上昇傾向が1井減少し，横ばい傾向が1井増加した結果である。

これは，「茨城県地下水採取の適正化に関する条例」による地下水採取規制を実施した結果であり，仮に規制を解除した場合，上昇傾向及び横ばい傾向の観測井が減少し，減少傾向の観測井が増加すると考えられる。また，注目すべきことは，地下水採取規制を実施しているにもかかわらず，減少傾向を示す観測井が2井あるということである。

このように地下水採取規制を実施しているにもかかわらず，横ばい傾向が半数以上を占め，減少傾向を示す観測井がある以上，同条例による地下水採取規制の必要性がないなどといえるものではない。

なお，県南西地域の水需要が増大する見通しであることは前述（13頁）したとおりであるが，これに対応するために八ッ場ダム等の水資源開発事業に参画しているものであり，八ッ場ダム等は，地下水に代わる水源としての役割も併せ持っているが，環境保全上の施策である地下水採取規制と水道行政は本来

別個のものである。したがって、柏村氏が主張するように水源開発を推進するために地下水採取を規制しているものではない。

6 余剰水が節水を妨げているとの意見について（甲16号証9頁）

（1）意見書の主張及び証言の要旨

県と市では環境基本法に基づいて「環境基本計画」を策定しているが、「節水計画」を具体的に提示していない。水余りの状況の中で節水をすれば、さらに余剰水を作ってしまうので、節水計画などできないというのが行政の本音かと思う。

（2）意見書の主張及び証言に対する意見

環境基本法15条の規定に基づき環境基本計画を策定しているのは政府であり、同法により都道府県が計画の策定を義務づけられているわけではない。

茨城県では、茨城県環境基本条例（平成8年茨城県条例第48号）9条の規定に基づいて茨城県環境基本計画を策定している。環境基本計画は、行政計画ではあるものの、県民、民間団体及び事業者も計画の目標の実現や推進に関わる主体として位置づけ、各主体の役割や責務、期待される取組の方向を示しており、この計画のなかで、「水環境の保全」を推進するために期待される具体的取組のひとつとして、日常生活や事業活動における節水の促進を掲げている。

節水は県民共通の認識であり、余剰水を作らないために節水計画を作らないなどという主張は全くの誤りである。

7 自治体の自立した水需給計画の推進に関する意見について（甲16号証9～11頁）

（1）意見書の主張及び証言の要旨

ア 水道料金値下げへの活動

水道料金の引き下げを求める最近の土浦市における市民の活動として、平成15年12月議会に「水道料金の引き下げを求める請願書」を提出した（甲

32号証)が、土浦市議会は、「水道の黒字は今後の施設整備や維持管理に必要」として請願書を否決した。

また、平成16年12月には、土浦市の契約水量を引き下げる需給契約変更を求めること等を内容とする「土浦市職員措置請求書」を監査委員に提出した(甲33号証)。これに対し、監査委員は、契約水量は著しく過大とはいえず、「年度別需給契約水量は実需要量より過大な契約水量で、市民に多大な損害を与えるものとする請求人の主張は理由がないので請求を棄却する」と判断したが、「水道事業の費用負担が軽減できるよう、県に対してより適正な水量への変更を含めた改定協議を要望し、水道料金について軽減が図られるよう努力されたい。」という土浦市長への要望が出された。

さらに、平成17年12月には、土浦市の水道事業に関して「土浦市事務監査請求書」を提出した(甲34号証)。監査結果は「各事業は適正に執行されている」とされたが、監査委員からは、「土浦市の水道料金は安いとはいえない状況であり、多くの市民が料金の引き下げを望んでいることが認められる。今後、水道事業の基本計画の中で再評価できるのは毎年再評価を行い見直しを行うこと、また、料金見直しの内部検討会を設置して継続的に料金の改定の検討を続けることを要望する。」という意見が出された。

一方、土浦市議会は、平成19年度第2回定例議会で「水道用水契約水量(1日最大給水量)の変更を求める意見書」を採択し、平成19年6月19日に茨城県知事に提出した。この意見書では、昭和51年に「茨城県民福祉基本計画」策定に当たり、昭和60年度の県南地域の人口について昭和50年度比で155%と推計し、土浦市の総合企画審議会が結論を出す前に市町村に押しつけたため、同審議会はそれを追認して「土浦市第2次総合計画(昭和51年)が作成されたこと、また、その推計値は県南水道計画に反映され過大な水量が決定されたこと、を踏まえ、過大な契約水量の改定を強く要望するとの内容となった。

イ 水の自給率高める水資源

全県65市町村2企業団の中で企業局から100%近い給水量を受けている市町村は約1割と少なく、土浦市が全面的に企業局に依存していることは、正常とはいえない。

水供給の選択肢がない異常さが認識されるのは、大震災などの非常時であり、日常的に井戸水などの水供給の選択肢が確保されていると、非常時などに大きな役割を果たす。

土浦市には、現在、企業局と需給契約している水量に匹敵する6万 m^3 程の地下水があり、その地下水の適正な活用と管理を図るならば、土浦市の水の自治権を確立することは十分に可能である。

企業局から水を全て賄うのではなく、地下水の活用を選択肢のひとつとすべきである。

(2) 陳述及び証言に対する意見

ア 上記(1)アに対する意見

土浦市監査委員の監査結果等は、土浦市の内部の事項であり意見は差し控えるが、土浦市議会が平成19年6月19日に茨城県知事に提出した意見書の内容に対し意見を述べる。

「土浦市第2次総合計画」は、地方自治法2条4項の規定に基づき、土浦市が市議会の議決を経て策定したものであり、その際に採用した人口推計は、県が押しつけたものではなく、土浦市の判断において定めたものである。

また、県南水道計画についても、市町村の意見を反映しており、土浦市議会の同意を得て、適正に策定されているものである。

さらに、前述(7頁)したとおり、企業局は、県南水道計画や土浦市との協定書に基づいて施設整備を行ってきているので、協定水量を供給するために投下した施設整備費相当を回収する基本料金を算定する根拠となる需給契約水量を減ずることは、他の市町村へ負担のしわ寄せとなり、市町村間の不公平を招くことにもなるため、土浦市の契約水量を減ずることはできない

のである。

イ 上記（１）イに対する意見

平成19年3月31日現在で、茨城県内の市町村数は44あり、上水道の水道事業数は67（市町村営65，団体営（一部事務組合）2）である。このうち水源のすべてを企業局の水道用水供給事業から賄っている水道事業者は10あり，全事業数の約15%となっている。近年，市町村独自で水源を確保することが困難になってきているため，土浦市のように，水源のほとんどを水道用水供給事業からの受水にしている市町村があるのであって，特に珍しいことではない。

水道水源をどのように確保するかは，水道事業者が，諸条件を勘案して判断するものであって，単独での水源開発が困難であることや地下水採取に規制が及ぶことなどの理由により，水源のほとんどを水道用水供給事業からの受水により賄うことにしたとしても，それをもって市町村水道事業の自立を阻害しているなどといえるものではない。

また，水道法40条の規定により，災害その他の非常時には，他の事業者からの受水が制度的に可能であり，水道事業者としては，この緊急受水のための連絡管の整備や貯水池の整備による貯水能力の向上，給水車の適切な配備，管路の耐震化等により，井戸水に頼らなくても非常時における対応は可能なのであり，水道用水供給事業からの受水が100%近いからといって異常であるとはいえない。

8 まとめ（甲16号証11頁）

（1）陳述及び証言の要旨

茨城県は，水需要があるとして八ッ場ダム水源開発に参画しているが，水需要予測自体が過大であることは，嶋津証人が証言したとおりである。その結果，大量の余剰水を作り出し，その余剰水を各市町村に責任引取制によって押しつけてきた。

茨城県は、全く不要な八ッ場ダム開発に2000億円以上の負担金を支払い、各事業体に過大な水道料金の支払いを押しつけ、市町村の自立した健全な水道事業の発展を阻害してきた。

茨城県は、八ッ場ダム開発事業から直ちに撤退すべきである。

(2) 陳述及び証言に対する意見

「水需要予測が過大である」とする嶋津証人の意見については、別途、意見書（乙225号証）で述べているとおりである。

企業局の行っている水道用水供給事業は、地方公営企業法の規定に則り、市町村の要請に基づき策定した広域的水道整備計画及び茨城県と受水市町村等で締結した協定書に基づいて施設整備を行い、その施設整備に要した費用（資本費）を基本料金として回収しているのであって、市町村が要望している以上の水を押しつけているものではない。

また、八ッ場ダムの事業費4600億円に対する茨城県の負担すべき金額は、治水が420億円、利水が143億円、計563億円であり、2000億円以上の負担金を払ったと言う柏村氏の主張は誤りである。

八ッ場ダムの暫定豊水水利権を取得して給水している現状及び今後の県南及び県西地域の水需要の増大見込みに照らせば、八ッ場ダムへの参画は茨城県にとって必要であり、八ッ場ダム建設事業からの撤退はあり得ることではない。

以上